

長岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和5年3月6日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	長谷川一作

1 監査の対象

ながおか・若者・しごと機構

「ながおか・若者・しごと機構補助金」

所管課：地方創生推進部ミライエ長岡開設準備室

福祉デマンド・ネットワーク研究会

「人工透析デマンドタクシー事業補助金」

所管課：福祉保健部福祉課

2 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和5年1月16日から1月31日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 補助金の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。

- (2) 補助金交付の時期、手続きは適正であるか。
- (3) 事業計画・予算書、決算書と補助金申請書、実績報告書は符合するか。
- (4) 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。
- (5) 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。
- (6) 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

6 監査の結果

監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
ながおか・若者・しごと機構 「ながおか・若者・しごと機構補助金」 所管課：地方創生推進部ミライエ長岡開設準備室	適正に処理されていました。
福祉デマンド・ネットワーク研究会 「人工透析デマンドタクシー事業補助金」 所管課：福祉保健部福祉課	《指摘事項》 ・補助事業における不適切な経理について 補助金の実績報告時に提出された収支決算書では、補助金を当年度事業費に充当した記載となっているが、実際は補助金の一部を前年度の事業費に充当しているもの。加えて、収支決算書の内容を証明する証拠書類が整備されていないもの 必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。 上記の事項のほかは、適正に処理されました。